

野外焼却(野焼き) Q&A

Q 家庭から出るごみや廃材、剪定した樹木・刈り草を簡易焼却炉などで焼却できますか？

A 家庭から出るごみや剪定枝などについては市町村等に引き渡して処理を行うことが一般的であり、これらの野焼きについては日常生活を営む上でやむを得ず行われるものには当たらないことから、原則禁止されています。

Q 野焼きはなぜいけないのですか？

A 野焼きは、その煙が悪臭や大気汚染（PM2.5など）の原因となるため、周辺住民に大変な迷惑となります。

また、野焼きでは焼却温度が200度～300度程度にしかならないため、燃やすものによっては、ダイオキシン類などの有害物質発生の原因となります。

Q ごみはどうやって処分するのですか？

A 廃棄物の種類に応じて、「燃やすごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」としてごみ集積場所へ出してください。詳しくは、各戸に配布されている「ごみの分け方・出し方」を確認してください。

Q 消防署へ届出を行ったので、野焼きはできますか？

A 禁止されています。消防署への届出制度は、火災予防の観点から設けられたものであり、届出によって野焼きが合法化されるわけではありません。

Q 野外焼却に例外はありますか？

A 野外焼却の例外として、

- ①国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の処理
- ②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(どんと焼等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却)
- ④農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(農業者による稲わら等の焼却、漁業者による漁網に付着した海産物の焼却など)
- ⑤たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
(たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却)

が該当しますが、焼却行為により、火災、大気汚染等の生活環境保全上の支障が生じた場合や近隣住民から煙や臭いなどの苦情があった場合は、行政処分（罰則）又は指導の対象となります。